

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	重度心身障害者医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、重度心身障害者医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

関市長

公表日

平成31年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、関市福祉医療費助成に関する条例(昭和59年関市条例第23号)による、重度心身障害者の医療費の一部を支給するために受給資格者等の資格の審査、認定、受給者証の交付、更新、管理、医療費の支給、支払、医療費の返還、請求及びその他の届出等の処理に関する事務である。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年関市条例38号 番号条例)別表第一 2の項に規定のとおり、これらの事務において個人番号を用いることとなる。また、中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとのデータの受け渡しを行う事で、番号条例別表第二 19の項に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>
③システムの名称	重心医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
重心医療システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第2項 番号条例 第4条 別表第一 2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>○情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法 第19条第16号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号に基づき同条7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(委員会規則)・番号条例 第4条 別表第二 19の項 <p>○情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法 第19条第16号・委員会規則・番号条例 第4条 別表第二 2、3、6、8、15の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関市健康福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関市健康福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月7日	②法令上の根拠	<p>○情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(委員会規則) ・番号条例 第4条 別表第二 19の項 <p>○情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第14号 ・委員会規則 ・番号条例 第4条 別表第二 2、3、6、8、15の項 	<p>○情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第16号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号に基づき同条14号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(委員会規則) ・番号条例 第4条 別表第二 19の項 <p>○情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第16号 ・委員会規則 ・番号条例 第4条 別表第二 2、3、6、8、15の項 	事後	番号法の改正による項番号の変更
平成31年1月7日	①部署	福祉部福祉政策課	健康福祉部福祉政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	②所属長	課長 北瀬美幸	福祉政策課長	事後	指針の改正による所属長氏名の記載廃止
平成31年1月7日	請求先	関市福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	関市健康福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	連絡先	関市福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	関市健康福祉部福祉政策課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	II しきい値判断項目 1. 2. いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年1月7日 時点	事後	時点の変更
平成31年1月7日	IV リスク対策		IV リスク対策 の記載追加	事前	指針の改正によるIV リスク対策の記載追加